

今治市農業委員募集要項

農業委員の任期満了に伴い、今治市は、以下のとおり、農業委員を募集します。

- 1 募集人員 24人
- 2 身分 今治市特別職の非常勤職員
- 3 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで
- 4 報酬 今治市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年今治市条例第38号）に定める額
- 5 農業委員の要件
 - (1) 農業に関する識見を有すること。
 - (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができること。
 - (3) 任命日において、市内に住所を有すること。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りではありません。
 - (4) 今治市の一般職の職員でないこと。
 - (5) 暴力団員等（今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第3号に規定するもの）でないこと。
 - (6) 破産手続開始の決定を受けておらず、又は決定の後に復権している者であること。
 - (7) 禁固以上の刑に処せられておらず、又はその刑の執行を終え若しくはその刑の執行を受けることがなくなった者であること。
 - (8) 法令により兼務を禁止される職に就いていないこと。
- 6 推薦及び応募の方法
 - (1) 推薦
 - ① 農業者が推薦する場合
今治市内の農業者が農業委員を推薦する場合は、推薦日において満18歳以上の農業者（10アール以上の農地を耕作の事業に供している者）3人以上が推薦者となり、農業委員推薦書（個人用）（別記様式第1号）に必要事項を記入のうえ、提出してください。
 - ② 農業者が組織する団体が推薦する場合
農業者が組織する団体等が農業委員を推薦する場合は、農業委員推薦書（団体用）（別記様式第2号）に必要事項を記入のうえ、提出してください。
 - (2) 応募
農業委員の公募に応募しようとする者は、農業委員応募書（別記様式第3号）に必要事項を記入のうえ、提出してください。

